○農林水産省告示第　　号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第三項及び第五項の規定に基づき、平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一　（略）

二　数量単価

生産条件不利補正対象農産物の種類	品質区分	数量単価（括弧内の単価は、免税事業者に対するもの）
麦	非パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　A区分	六〇キログラム当たり五、一二〇円（五、六五〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　B区分	六〇キログラム当たり四、六二〇円（五、一五〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　C区分	六〇キログラム当たり四、四七〇円（五、〇〇〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　D区分	六〇キログラム当たり四、一〇円（四、九四〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　二等又は二等相当　A区分	六〇キログラム当たり三、九六〇円（四、四九〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　二等又は二等相当　B区分	六〇キログラム当たり三、四六〇円（三、九九〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　二等又は二等相当　C区分	六〇キログラム当たり三、三一〇円（三、八四〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　二等又は二等相当　D区分	六〇キログラム当たり三、二五〇円（三、七八〇円）
	パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　A区分	六〇キログラム当たり七、四二〇円（七、九五〇円）
	パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　B区分	六〇キログラム当たり六、九二〇円（七、四五〇円）

改正前

一　（略）

二　数量単価

生産条件不利補正対象農産物の種類	品質区分	数量単価（括弧内の単価は、免税事業者に対するもの）
麦	非パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　A区分	六〇キログラム当たり五、五六〇円（五、九七〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　B区分	六〇キログラム当たり五、〇六〇円（五、四七〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　C区分	六〇キログラム当たり四、九一〇円（五、三二〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　D区分	六〇キログラム当たり四、八五〇円（五、二六〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　二等又は二等相当　A区分	六〇キログラム当たり四、四〇〇円（四、八一〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　二等又は二等相当　B区分	六〇キログラム当たり三、九〇〇円（四、三一〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　二等又は二等相当　C区分	六〇キログラム当たり三、七五〇円（四、一六〇円）
	非パン・中華麺用品種の小麦　二等又は二等相当　D区分	六〇キログラム当たり三、六九〇円（四、一〇〇円）
	パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　A区分	六〇キログラム当たり七、八六〇円（八、二七〇円）
	パン・中華麺用品種の小麦　一等又は一等相当　B区分	六〇キログラム当たり七、三六〇円（七、七七〇円）

		C区分	六〇キログラム当たり六、七七〇円（七、三〇〇円）
		D区分	六〇キログラム当たり六、七一〇円（七、二四〇円）
	二等又は二等相当	A区分	六〇キログラム当たり六、二六〇円（六、七九〇円）
		B区分	六〇キログラム当たり五、七六〇円（六、二九〇円）
		C区分	六〇キログラム当たり五、六一〇円（六、一四〇円）
		D区分	六〇キログラム当たり五、五五〇円（六、〇八〇円）
二条大麦	一等又は一等相当	A区分	五〇キログラム当たり五、〇五〇円（五、三三〇円）
		B区分	五〇キログラム当たり四、六三〇円（四、九一〇円）
		C区分	五〇キログラム当たり四、五一〇円（四、七九〇円）
		D区分	五〇キログラム当たり四、四六〇円（四、七四〇円）
	二等又は二等相当	A区分	五〇キログラム当たり四、一九〇円（四、四七〇円）
		B区分	五〇キログラム当たり三、七七〇円（四、〇五〇円）
		C区分	五〇キログラム当たり三、六四〇円（三、九二〇円）

		C区分	六〇キログラム当たり七、二一〇円（七、六二〇円）
		D区分	六〇キログラム当たり七、一五〇円（七、五六〇円）
	二等又は二等相当	A区分	六〇キログラム当たり六、七〇〇円（七、一一〇円）
		B区分	六〇キログラム当たり六、二〇〇円（六、六一〇円）
		C区分	六〇キログラム当たり六、〇五〇円（六、四六〇円）
		D区分	六〇キログラム当たり五、九九〇円（六、四〇〇円）
二条大麦	一等又は一等相当	A区分	五〇キログラム当たり五、八七〇円（六、二二〇円）
		B区分	五〇キログラム当たり五、四五〇円（五、八〇〇円）
		C区分	五〇キログラム当たり五、三三〇円（五、六八〇円）
		D区分	五〇キログラム当たり五、二八〇円（五、六三〇円）
	二等又は二等相当	A区分	五〇キログラム当たり五、〇一〇円（五、三六〇円）
		B区分	五〇キログラム当たり四、五九〇円（四、九四〇円）
		C区分	五〇キログラム当たり四、四六〇円（四、八一〇円）

	六条大麦								はだか麦			
	一等又は一等相当				二等又は二等相当				一等又は一等相当			
	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分
	五〇キログラム当たり三、五九〇円（三、八七〇円）	五〇キログラム当たり五、八九〇円（六、〇二〇円）	五〇キログラム当たり五、六四〇円（六、四四〇円）	五〇キログラム当たり六、〇六〇円（六、四四〇円）	五〇キログラム当たり五、四六〇円（五、八四〇円）	五〇キログラム当たり五、五一〇円（五、八九〇円）	五〇キログラム当たり四、六一〇円（四、九九〇円）	五〇キログラム当たり五、〇三〇円（五、四一〇円）	五〇キログラム当たり四、四二〇円（四、八二〇円）	五〇キログラム当たり四、四九〇円（四、八七〇円）	六〇キログラム当たり八、八〇〇円（九、三六〇円）	六〇キログラム当たり九、三〇〇円（九、八六〇円）
	六〇キログラム当たり八、五六〇円（九、一二〇円）	六〇キログラム当たり八、六五〇円（九、二一〇円）										

	六条大麦								はだか麦			
	一等又は一等相当				二等又は二等相当				一等又は一等相当			
	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分
	五〇キログラム当たり四、四一〇円（四、七六〇円）	五〇キログラム当たり四、六六〇円（四、九六〇円）	五〇キログラム当たり四、七九〇円（五、〇九〇円）	五〇キログラム当たり五、二一〇円（五、五一〇円）	五〇キログラム当たり四、一八〇円（四、四八〇円）	五〇キログラム当たり三、六四〇円（三、九四〇円）	五〇キログラム当たり三、七六〇円（四、〇六〇円）	五〇キログラム当たり四、一八〇円（四、四八〇円）	五〇キログラム当たり四、六一〇円（四、九一〇円）	五〇キログラム当たり三、五九〇円（三、八九〇円）	六〇キログラム当たり八、七二〇円（九、二五〇円）	六〇キログラム当たり九、二二〇円（九、七五〇円）
	六〇キログラム当たり八、四八〇円（九、〇一〇円）	六〇キログラム当たり八、五七〇円（九、一〇〇円）										

大豆	普通大豆	一等又は一等相当	A区分	二等又は二等相当	六〇キログラム当たり七、七三〇円（八、二九〇円）
			B区分		六〇キログラム当たり七、二三〇円（七、七九〇円）
			C区分		六〇キログラム当たり七、〇八〇円（七、六四〇円）
			D区分		六〇キログラム当たり七、〇〇〇円（七、五六〇円）
		二等又は二等相当		三等又は三等相当	六〇キログラム当たり一〇、七二〇円（一一、二三〇円）
		三等又は三等相当		合格又は合格相当	六〇キログラム当たり一〇、〇四〇円（一〇、五四〇円）
	特定加工用大豆	糖度が七・〇度以上一五・七度未満のてん菜			六〇キログラム当たり九、三六〇円（九、八六〇円）
てん菜		糖度が一五・七度のてん菜			糖度が一五・七度を〇・一度下回るごとに六二円を左欄に定める数量単価から差し引いた額
		糖度が一五・七度を超えるてん菜			一、〇〇〇キログラム当たり五、〇九〇円（五、三八〇円）
でん粉の製造の用に供するばれいしょ		でん粉の含有率が一八・八パーセント未満のでん粉の製造の用に供するばれいしょ			糖度が一五・七度を〇・一度上回るごとに六二円を右欄に定める数量単価に加えた額
					でん粉の含有率が一八・八パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を左欄に定める数量単価から差し引いた額

大豆	普通大豆	一等又は一等相当	A区分	二等又は二等相当	六〇キログラム当たり七、六五〇円（八、一八〇円）
			B区分		六〇キログラム当たり七、一五〇円（七、六八〇円）
			C区分		六〇キログラム当たり七、〇〇〇円（七、五三〇円）
			D区分		六〇キログラム当たり六、九二〇円（七、四五〇円）
		二等又は二等相当		三等又は三等相当	六〇キログラム当たり九、六七〇円（一〇、〇八〇円）
		三等又は三等相当		合格又は合格相当	六〇キログラム当たり八、九九〇円（九、四〇〇円）
	特定加工用大豆	糖度が七・〇度以上一六・六度未満のてん菜			六〇キログラム当たり八、三一〇円（八、七二〇円）
てん菜		糖度が一六・六度のてん菜			糖度が一六・六度を〇・一度下回るごとに六二円を左欄に定める数量単価から差し引いた額
		糖度が一六・六度を超えるてん菜			一、〇〇〇キログラム当たり五、〇七〇円（五、二九〇円）
でん粉の製造の用に供するばれいしょ		でん粉の含有率が一九・六パーセント未満のでん粉の製造の用に供するばれいしょ			糖度が一六・六度を〇・一度上回るごとに六二円を右欄に定める数量単価に加えた額
					でん粉の含有率が一九・六パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を左欄に定める数量単価から差し引いた額

よ		
でん粉の含有率が一八・八パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ	一、〇〇〇キログラム当たり一四、〇九〇円（一五、〇三〇円）	
でん粉の含有率が一八・八パーセントを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしょ	でん粉の含有率が一八・八パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六四円を右欄に定める数量単価に加えた額	

そば		菜種	
一等又は一等相当	四五キログラム当たり一六、四五〇円（一七、二八〇円）	加算対象区分	六〇キログラム当たり六、四二〇円（六、八五〇円）
二等又は二等相当	四五キログラム当たり一四、三四〇円（一五、一七〇円）	非加算対象区分	六〇キログラム当たり五、六八〇円（六、一一〇円）

備考

（略）

よ		
でん粉の含有率が一九・六パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ	一、〇〇〇キログラム当たり一四、二八〇円（一五、一八〇円）	
でん粉の含有率が一九・六パーセントを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしょ	でん粉の含有率が一九・六パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六四円を右欄に定める数量単価に加えた額	

そば		菜種	
一等又は一等相当	四五キログラム当たり一七、一八〇円（一八、〇一〇円）	加算対象区分	六〇キログラム当たり七、七二〇円（八、一四〇円）
二等又は二等相当	四五キログラム当たり一五、〇七〇円（一五、九〇〇円）	非加算対象区分	六〇キログラム当たり六、九八〇円（七、四〇〇円）

備考

（略）

附　則

１　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

２　この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、令和八年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、令和七年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。